

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農業振興課

許認可等の内容		道の駅にしかた利用の承認
根拠法令等及び条項		道の駅にしかた条例第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	道の駅にしかた条例第7条、第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成23年 9月 2日設定 平成29年 3月23日最終変更
	【 基 準 】 1 道の駅にしかたの利用承認申請に対する承認（条例第7条） （1）道の駅を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 （2）市長は、前項の承認に条件を付することができる。 2 道の駅にしかたの利用承認基準（条例第8条） 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。 （1）公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （2）施設及び付属設備等を破損するおそれがあるとき。 （3）その他管理運営上支障があると認められるとき。	